



横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

年金の受給資格期間が短縮!?

まず、社会保険について簡単に説明致します。社会保険は、病気やケガ、出産、失業、死亡、傷害など生活の困難をもたらすさまざまな事故が発生したときに、一定の給付を行い人々の生活の安定を図ることを目的とした保険制度です。社会保険には大きく分けて次の5つの種類があります。

- ・医療保険・・・健康保険、国民健康保険など
- ・年金保険・・・国民年金、厚生年金など
- ・雇用保険
- ・災害補償保険（労災保険）
- ・介護保険

このうちの年金保険とは国民年金や厚生年金のことを言いますが、1つ嬉しいお知らせがあります！年金制度改正により年金を納める期間が少なくても年金を受け取れるようになるのです！

国民年金の受給資格は加入期間が25年以上、300か月以上と定められています。それ未満の人に対する後納や65歳まで払い込みを延長する任意加入といった救済措置はありましたが、原則として25年間年金保険料を払わなければ受け取ることができませんでした。このため、未納期間が長いと「どうせもらえないのだから」と年金を払わないままの人も少なくありませんでした。ところが将来的（平成29年4月予定）には払込期間が短縮され最短で10年間年金を払えば受給できるように制度が変わります。たとえば、50歳まで全く支払履歴のない人がこれから年金を払っても今までは受給できませんでしたが、今後は60歳まで納めれば65歳からの受給に間に合います。

また、受給見込み金額については、ねんきん定期便やねんきんネットで調べることができますのでご活用ください。

“新” 移転価格文書化

グーグル、スターバックス、アップル、とても有名な新興企業ですが、全て共通点があります。それは、欧米で過度な租税回避を行い、税額を大幅に圧縮している点です。ここ数年、こういったニュースが世界を駆け巡りましたが、国際社会として過度な租税回避を取り締まろうという動きが出ています。日本もその動きに合わせ、平成28年税制改正で、多国籍企業に対し、新しい移転価格文書の提出を義務化する制度が始まります。新しい移転価格文書は、①国別報告書、②マスターファイル、③ローカルファイルの3つの文書から成り立っています。それぞれ内容を見ていきます。

① 国別報告書

国ごとの収入金額、税引前当期利益の額、納付税額などを記載

② マスターファイル（事業概況報告事項）

多国籍企業グループの組織構造、事業の概要、財務状況などを記載

③ ローカルファイル（独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類）

従前の移転価格文書に相当する事項を記載

上記の国別報告書の提出が義務となるのは、最も上位の親会社に限られますので、子会社は提出の必要はございません。また、直前会計年度の連結総収入金額が1,000億円未満の企業は、提出が免除されております。なお、上記の報告書が提出義務となるのは、平成28年4月1日以後に開始する事業年度からとなり、事業年度終了の日の翌日から1年以内にe-Taxの方法で税務署に提出する必要があります。申告期限までに提出ですと、かなり混乱が生じますが、提出期限が1年以内ということで、企業の負担は多少？軽減されるのでしょうか。